

講演－2

これからの 「森林ESD」の促進 に向けて

～「森林・林業基本計画」及び
「学習指導要領」改訂に対応して～

(公社)国土緑化推進機構

Ver.2.3 (2017/1版)



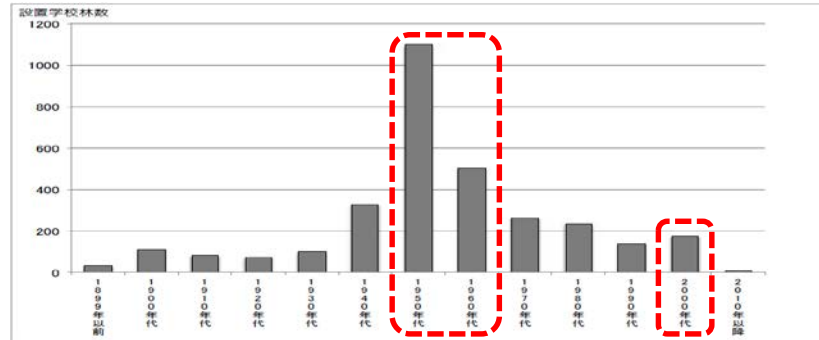
国土緑化運動における森林環境教育等の取組

(p.26～／①学校林活動の促進)

「学校林」の現状
(国土緑化推進機構、2011年)

「学校林」の状況

① 学校林の設置年



② 学校林保有校数・面積の推移

年度	合計		小学校	
	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha
1974	5256	28665	3030	12375
1980	5692	29179	3215	12597
1985	4850	28460	2757	12677
1991	4514	23889	2699	9302
1996	3838	25460	2284	10599
2001	3312	21030	1980	7336
2006	3057	20106	1858	7009
2011	2677	17777	1624	6052

③ 学校林の利用内容 (利用ありの学校林:1,118校(32.5%)の内数)

利用内容	該当数	割合
林業体験・維持管理	809箇所	72%
教科教育での利用	710箇所	64%
総合的な学習の時間	853箇所	76%
児童会・生徒会・委員会活動	271箇所	24%
緑の少年団や行事等特別活動	524箇所	47%
部・同好会活動、放課後活動	318箇所	28%
その他	247箇所	22%



国土緑化運動における森林環境教育等の取組 (p.26～／②緑の少年団活動の促進)

「緑の少年団」の活動

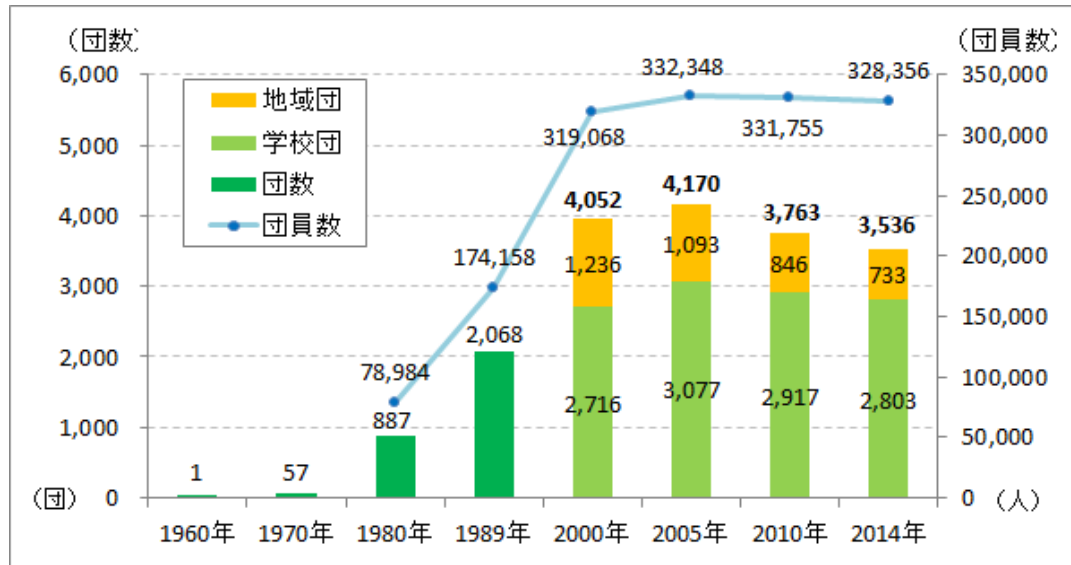
①「緑の少年団」の目的

次代を担う子どもたちが、「緑と親しみ」、「緑を愛し」、「緑を守り育てる」活動
(を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育てていく)

②「緑の少年団」推進の経緯

- 1960年 国土緑化推進委員会による設立提唱
- 1974年 「全国植樹祭」(岩手県)への「緑の少年団」参加で全国的に注目
- 1976年 「緑の少年団活動発表大会」開始
- 1989年 「全国緑の少年団連盟」設立
- 1990年 「緑の少年団全国大会」開始
- 1999年 「緑の少年団 国際交流事業」開始

③「緑の少年団」の団数・団員数 推移



森林体験活動



国際交流事業

【教育分野の動向①】

「学習指導要領」改訂の方向性と地域社会との関わり(イメージ)

※「地域学校協働活動」の促進については、「次世代の学校・地域」創生プラン」(平成28年1月)においても体制整備を提示

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の次期学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)をもとに、国土緑化推進機構で作成

改訂の基本方針の方向性 「社会に開かれた教育課程」の実現

(社会の状況)

- グローバル化の進展
- 社会の加速度的な変化
- 将来の予測が難しい社会

(実生活・実社会)
人生・社会

双方向の学びを通して
学校教育で育む、3つの「資質・能力」

①生きて働く「知識・技能」の習得

②未知の状況にも対応できる
「思考力・判断力・表現力等」の育成

③学びを人生や社会に生かそうとする
「学びに向かう力・人間性」の涵養

(教育課程での学び)
学校教育

- 社会で自立的に生きるために必要な「生きる力」を育む
- その為、学校教育を学校内に閉じず、「社会に開く」視点から改善

上記の「資質・能力」を育むための
学校教育の改善の主な方向性

①「アクティブ・ラーニング」 (主体的・対話的で深い学び) の視点から、「学び方」を改善

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」
- ③ 各教科等で習得した概念や考え方を活用した「**見方・考え方**」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「**深い学び**」

②「カリキュラム・マネジメント」 の視点から教科横断的・地域資源 活用志向の「学びの枠組み」に改善

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた**教科等横断的な視点**で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列
- ② 教育内容の質の向上に向けて、**子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等**に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立
- ③ 教育内容と、**教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせ**

③「社会に開かれた教育課程」の 実現に向けて 学校と地域が連携 ・協働した「学びの体制」に改善

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその**目標を社会と共有**
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる**資質・能力**とは何かを、教育課程において明確化し育む
- ③ 教育課程の実施に当たって、**地域の人的・物的資源を活用**したり、放課後や土曜日等を活用した**社会教育との連携**を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その**目指すところを社会と共有・連携しながら実現**

【参考】「アクティブ・ラーニング」とは？

(1) アクティブ・ラーニングとは？

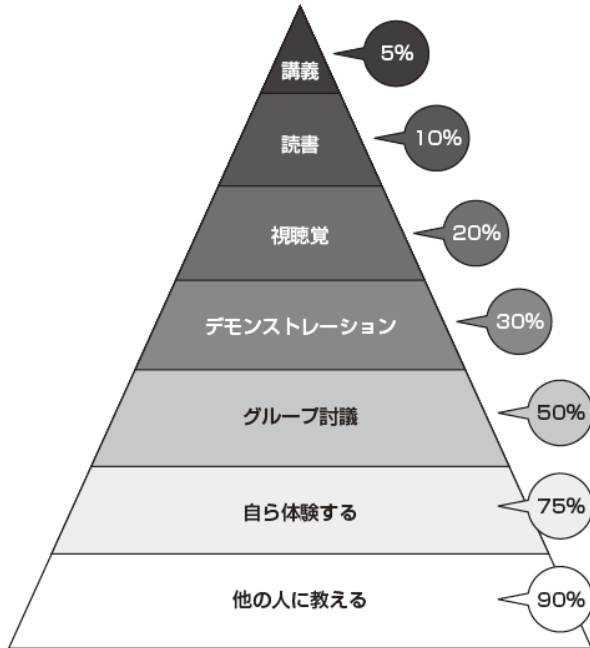
教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。(H24文部科学省 用語集より)

(2) アクティブ・ラーニングの有効性

子どもたちへの教え方については、「講義」形式などより、「アクティブ・ラーニング」の方が学習定着率が高いという研究成果も提示されている。

ラーニングピラミッドと学習定着率

(アメリカ国立訓練研究所 (National Training Laboratories))



中国のことわざ
(老子の格言?)

「聞いたことは、忘れる」
「見たことは、思い出す」
「体験したことは、理解する」

+

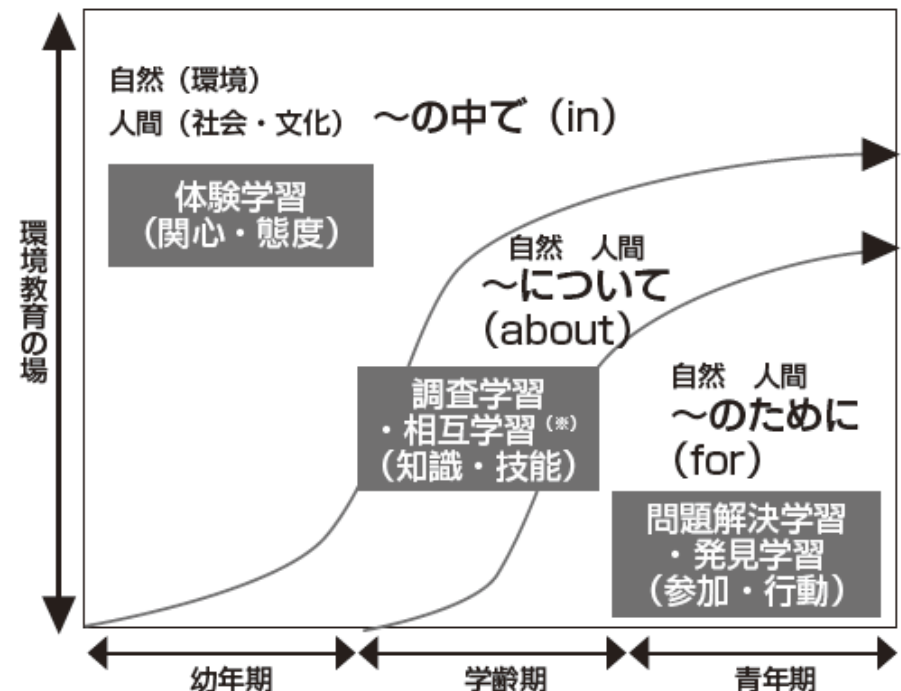
環境教育

「発見したことは、身に付く」

(3) 子どもの発達段階を踏まえた段階的な学び

～各段階の目的と代表的なアクティブ・ラーニングの手法～

生涯学習や環境教育等の文脈においても、これまで子どもの発達段階を踏まえて、3つのタイプの「アクティブ・ラーニング」(in[体験学習]、about[調査学習等]、for[問題解決学習等])が要請されてきた。



(『生涯学習と環境教育』阿部、1993 年を元に加筆)

【森林分野の動向】

～新たな「森林・林業基本計画」における森林環境教育等の充実(抜粋)～

平成23年7月26日閣議決定

「森林・林業基本計画」

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(8) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

② 森林環境教育等の充実

森林の有する機能や
木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高める
ため、身近な自然環境である里山林等を活用しつつ、

関係府省が連携した

青少年等の森林体験活動の機会の提供、
指導者の育成、
国民生活に必要な物資としての木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」等を推進する。

国有林において、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

平成28年5月24日閣議決定

「森林・林業基本計画」

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(11) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

② 森林環境教育等の充実

ESD(持続可能な開発のための教育)に関するグローバル・アクション・プログラムがユネスコ(国際連合教育科学文化機関)総会で採択され、我が国においても、ESDの取組が進められていることを踏まえ、

持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進する。

具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、

青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。

国有林において、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

(ポイント)

①ESDの取組を踏まえた内容とすることが提示

②教育関係者とも連携することを提示

③学校教育の教育課程(総合的な学習の時間)で、教育的側面(探究的な学習)等を意図した取組とすることが提示

④学校林等の活用が提示

⑤森林体験活動だけでなく、森林・林業の体験・学習を推進



①

(5)

②

③

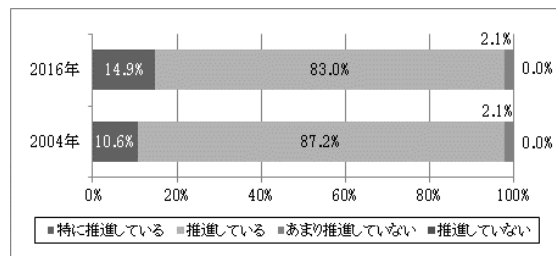
④

⑤

都道府県における森林環境教育の推進状況実態調査 概要(2016年2～3月調査) 7

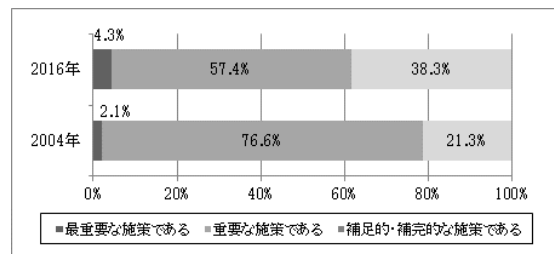
①森林環境教育の推進状況

ほぼ全ての都道府県で森林環境教育を推進しており、12年前より若干強化されている。



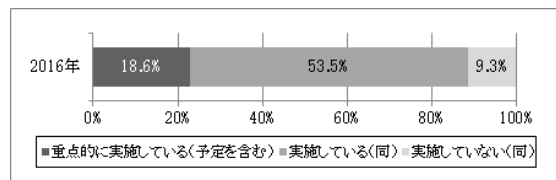
②林業普及指導事業における位置付け

6割の都道府県で重要な施策と位置付くが、2割の都道府県は12年前から重要度が低下



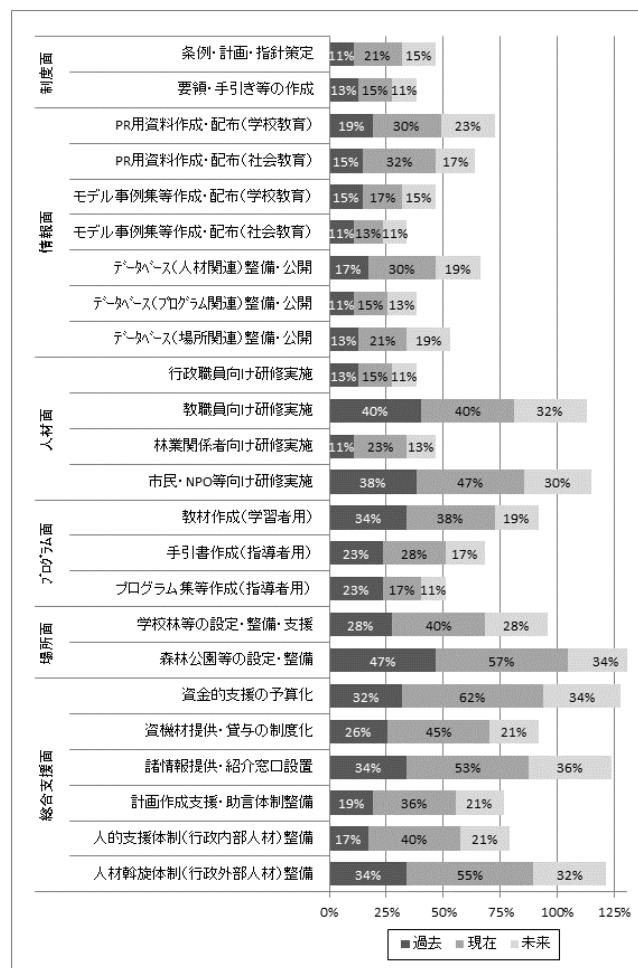
③森林環境税での森林環境教育等実施状況

森林環境税の導入都道府県のうち、9割が森林環境教育を実施し、2割が重点的に実施



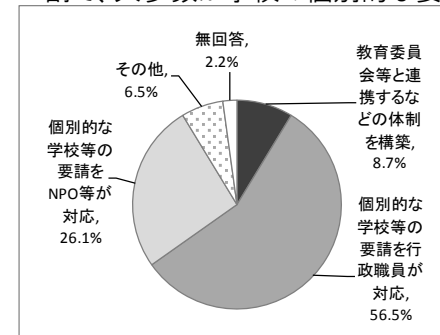
④支援施策の実施状況

資金補助・人材派遣等の「総合的支援面」や「場所面」、研修等の「人材面」の支援策が多い。



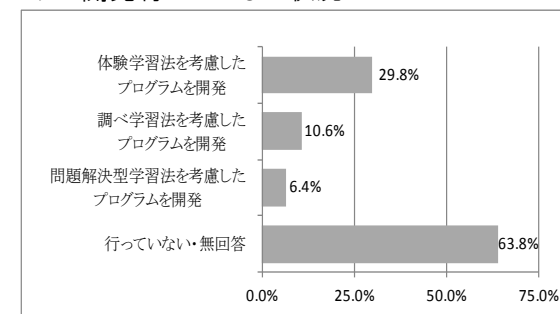
⑤学校の出前授業に向けた支援体制

教育委員会との連携体制を構築している地域は1割で、大多数が学校の個別的な要請に対応



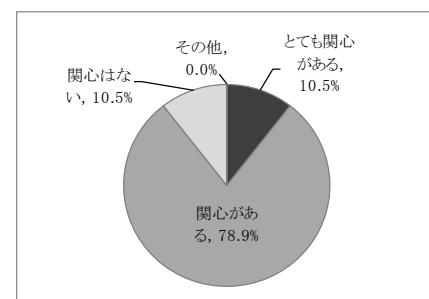
⑥“アクティブ・ラーニング”を意識したプログラム開発

体験学習法は意識されているが、多くがプログラム開発行っていない状況



⑦「企業の森」と学校の連携の促進体制構築

「企業の森」協定締結地で、地元の学校等との連携を促進するサポート体制づくりは、9割が関心



- 都道府県の推進体制は、林業普及指導事業から森林環境税へシフトする傾向
- 教育分野との連携や、教育的な内容を考慮したプログラム開発は限定的な状況
- 「企業の森」と連携したメニューや体制づくりには高い関心

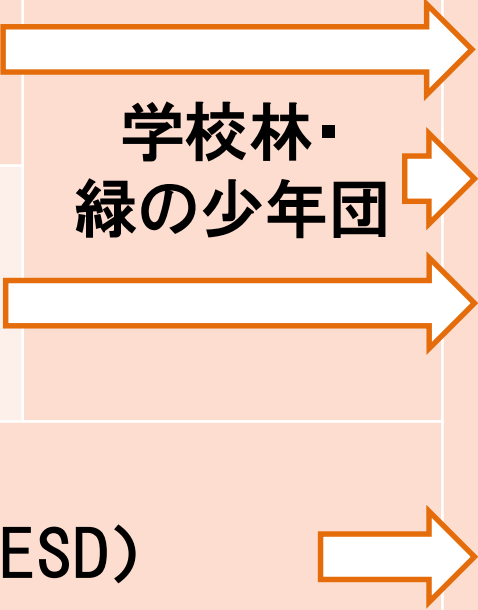
林野行政による森林環境教育等の取組経緯 (p.16～)

年代	取組	目的や特徴
1949年～	学校林	国土緑化運動、学校財産形成、勤労奉仕 (1999年以降は森林環境教育に近似した取組として促進)
1969年～	緑の少年団	国土緑化運動、青少年育成
1986年～	森林・林業教育	森林・林業の普及啓発、後継者育成 (1977年学習指導要領改訂で林業の記述が消滅、1982年解説書補訂、1989改訂で復活を経て本格化)
1999年～	森林環境教育	森林総合利用・体験学習・総合学習の促進 (後に、森林・林業教育等を融合した取組として呼称)
2006年～	木育	木材利用の普及啓発 (林野庁定義。北海道定義は森林環境教育等を含めた広義)

※次期指導要領改訂に向けて、新たに「森林ESD」等としての取り組みを開始

林野行政の森林環境教育等の転換を踏まえた「森林ESD」の提案 (p.16～)

※次期指導要領改訂に向けて、新たに「森林ESD」等としての取り組みを開始

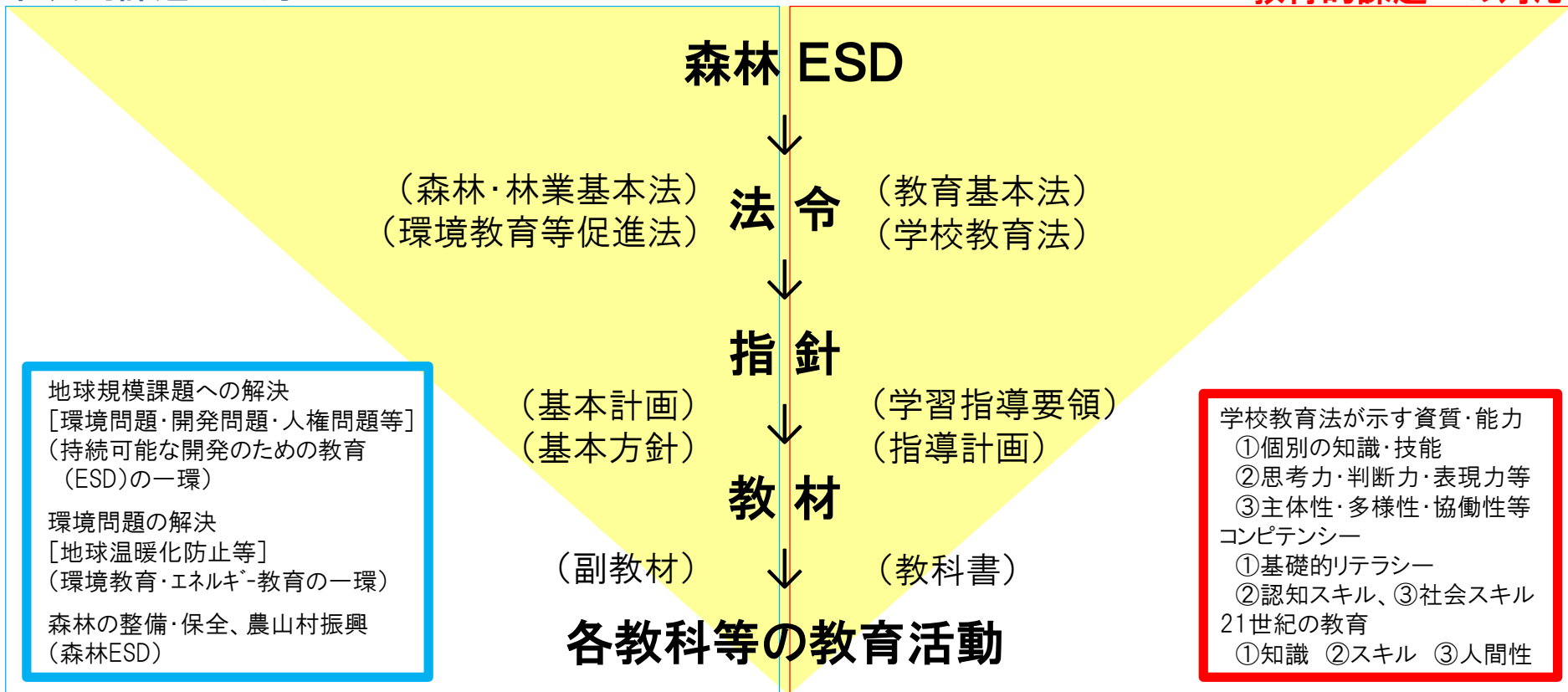
分類	学力の志向 (学習指導要領改訂)	森林分野の教育		
In	意欲・態度 (H52/H1/H10改訂)	森林環境教育		森林ESD
About	基礎的学力 (S33/S43改訂)	森林・林業教育		
for	活用能力 (H20/H28改訂)	(森林ESD)		

「森林ESD」推進の基本的なスタンス

～森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動～

社会的課題への対応

教育的課題への対応



《「森林ESD」推進の基本的なスタンス》

- (1) 森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動(教育支援活動)を促進
 - ① 教育的課題に対応した資質・能力の育成を考慮した上で、社会的課題のテーマ・教材として「森林・林業・木材産業・山村問題等」を扱い、
 - ② 各教科・学年で扱う内容を「学習指導要領」「教科書」を理解した上で、学校への教育支援活動を実施
- (2) 森林での体験・学習活動を行える一部の学校だけでなく、幅広い学校等での教科教育等での取組を促進(次頁(1))
(身近に森林・里山がある農山村地域や学校林・緑の少年団等がある学校での「総合的な学習の時間」等での森林での体験・学習活動だけでなく、都市部の学校において、教室・校庭等でできる教科教育や移動教室等の中でもできる汎用性の高い取組を促進)
- (3) 学校での教育支援活動で必要となる人材育成・派遣等(財源確保を含む)を考慮した上で推進策を検討(次頁(2))

学校教育と森林等の関係(1)

(p.106～)

教科	学年	学習指導要領に記載された森林等に関する内容と留意点		関連
生活	1年	身近な自然の観察	四季の変化や季節によって生活の様子が変わること気付く	○
	1年	自然の不思議さ	身近な自然を利用したりして、自然の不思議さに気付く	○
	2年	生命とその成長	植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらを生命を持っていることに気づき、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする	△
社会	4年	地域の人々の生活に必要な飲料水	飲用水と自分たちの生活や産業とのかかわり	○
		地域の人々の生活	地域の人々のくらしの変化、地域の発展に尽くした先人	△
		都道府県の様子	都道府県内の特色ある地域の人々の暮らし（溪谷や森林など地域や文化を受け継ぎ保護活用しながら、地域の人々が互い協力して、特色あるまちづくりや観光等産業の発展に努めている地域）	○
	5年	<u>国土の保全などのための森林資源の働き</u>	<u>我が国の国土保全等の観点から、森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力及び環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付くよう配慮</u>	◎
	6年	歴史を学ぶ意味を考える	歴史上の主な事象について、人物の働きや遺跡や文化財、資料などを調べ、生活の歴史的背景や先人の働きについて理解と関心を深める	○

学校教育と森林等の関係(2)

(p.110～)

教科	学年	学習指導要領に記載された森林等に関する内容		関連
理科	3年	昆虫と植物	身近な植物を探したり育てたりして、成長の過程で体のつくりをしらべ、それらの成長のきまりや体のつくりについて考えをもつ	○
		身近な自然の観察	生物とその周辺の環境との関係 生物はその周辺の環境と関わって生きている	△
	4年	季節と生物	季節ごとの動物の活動や植物の成長を調べ、環境との関わりを考える 植物の成長の季節による違い	○
	5年	植物を育て、植物の発芽、成長、結実の条件を理解する	流れる水が土地を浸食したり、石や土を運搬、堆積させること 雨の降り方により流れる水の量が変わり、土地の様子が大きく変化	△
	6年	植物の養分と水の通り道。水の循環。	生物と環境。物質循環。 生物の食う食われるの関係。	○
	1・2年	材料を用いた造形遊び	自然物や人工の財炉湯の形や色 感覚や気持ちをいかす	△
	3・4年	材料や場所などの特徴を基にした造形遊び	感じたこと、想像したこと、みたことを立体、工作に表す	△

森林を活用して育むことが有効と考えられる資質・能力 イメージ(試案／p.15を拡充)

○「学びの構成要素」に合わせて、「森林」で育むことが有効と考えられる資質・能力のイメージ(試案)

学びの構成要素	「森林」を扱うことで提供できると考えられる学び(例)
In (森林の中で) 関心、技能 判断力等 (キュッパになろう)	・ 森林は、四季折々の変化に富み、五感に訴求する多彩な表情を持った環境 ・ 森林は、不連続で、個人的な解釈が可能な自律的な構造を持つ → <u>豊かな感性・人間性を育む</u>、様々な「体験活動」の場を提供 → 変化に富んで不連続が故に、<u>注意力・柔軟性・適応力・共感力</u>を育み、その空間を活用した「体験活動・協同作業」等により、<u>コミュニケーション力・判断力</u>を育む → 個人的な解釈が可能で、自然物は自由な扱いが可能であるが故に、<u>想像力・コミュニケーション力、創造力・論理的思考力</u>を育む → <u>自然環境への関心や、問題解決に向けた技能を育成</u>
about (森林についての) 知識、理解・認識、 思考力等 (一本の木の物語)	・ 森林は、地球温暖化防止や生物多様性保全、国土保全から森林レクリエーションまで、人間活動との関わりが深い「多面的機能」を有している ・ 「森づくりのサイクル」により、“持続性”の概念の理解がしやすい ・ 森林問題は、環境的事象だけでなく社会的・経済的事象まで、地域規模から地球規模まで密接に関連して発生 → <u>多面的・総合的なものの見方・知識や思考力、持続可能な社会の考え方の理解・認識</u> → これらもとで、<u>問題解決に向けた思考力を育む機会を提供</u>
for (森林のための) 参加、行動・態度等 (ぷーさんの森／P.72～)	・ 誰もが森林の多面的機能の受益者であり、身近に課題(手入れ不足等)がある森林が存在 → <u>問題・現象が発生する背景への当事者意識を持って、身近な地域で参加しやすい</u> → 共感が得やすいので、誰でも問題解決に向けた具体的な<u>行動・態度を育みやすい</u>

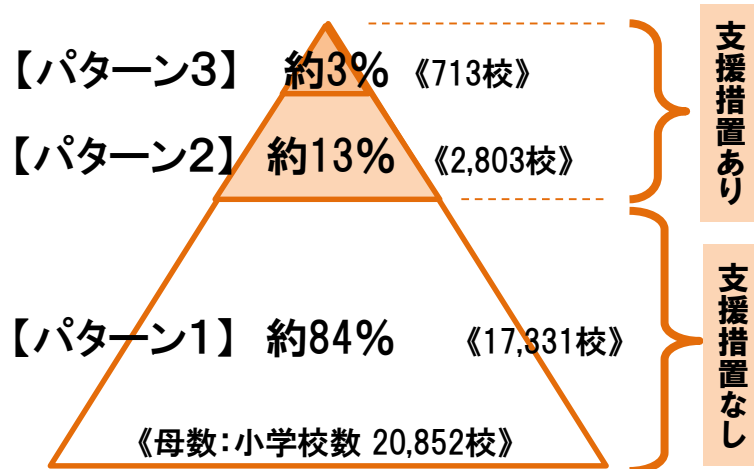
【参考】環境教育指導資料「環境教育の定義」

①環境や環境問題に関心・知識を持ち、②人間活動と環境の関わりについて総合的な理解と認識の上にたつて、③環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身につけ、④持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成すること。

これまでの森林分野による教育支援活動の課題(p.29)

(1)対象が限定的

- 2000年代の教育改革に対応して促進された「森林環境教育」は、森林をフィールドにした体験・学習活動の実践に注力
- 近隣に森林・里山がある農山村地域や学校林等がある学校で、かつ「総合的な学習の時間」等を活用して実施する熱心の教職員や地域組織がある学校以外は、取り組みにくい状況。
- ⇒ 例えば、「学校林」「緑の少年団」による支援措置がある学校は、全体の約16%程度（推計値：※）

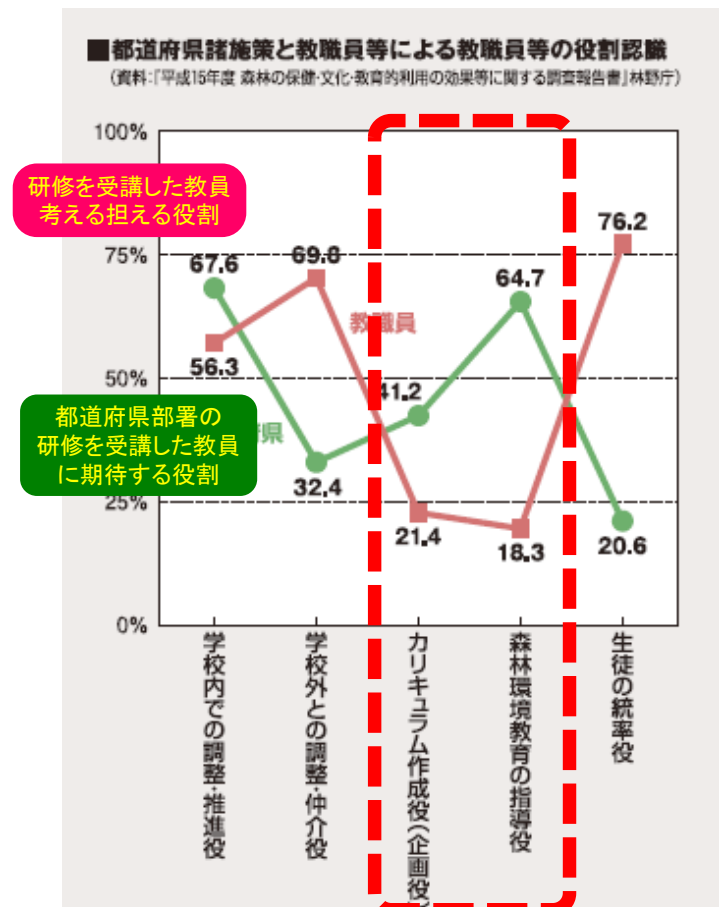


段階	主な内容	対象(推計値)
パターン3	活動場所を有する小学校 （「学校林」利用実績あり）	2,069校のうち、 718校程度
パターン2	活動組織を有する小学校 （「緑の少年団」設置校）	（3,536団のうち、 学校団2,803校 ）
パターン1	支援体制等がない小学校	20,852校－上記学校＝ 17,331校

※あくまで、学校林と緑の少年団が重複がないと仮設した場合の推計値

(2)担い手が不明瞭

- 多くの都道府県が教職員向け研修を行っているが、都道府県サイドは研修を受講した教職員に指導役を担うことを期待するが、教職員側は指導役を担うことは難しいと捉えるなどのギャップがある。
- 森林分野に限らず、学校教育において環境教育を促進する際には、第三者を派遣する仕組み等を構築することが重要と指摘されている。

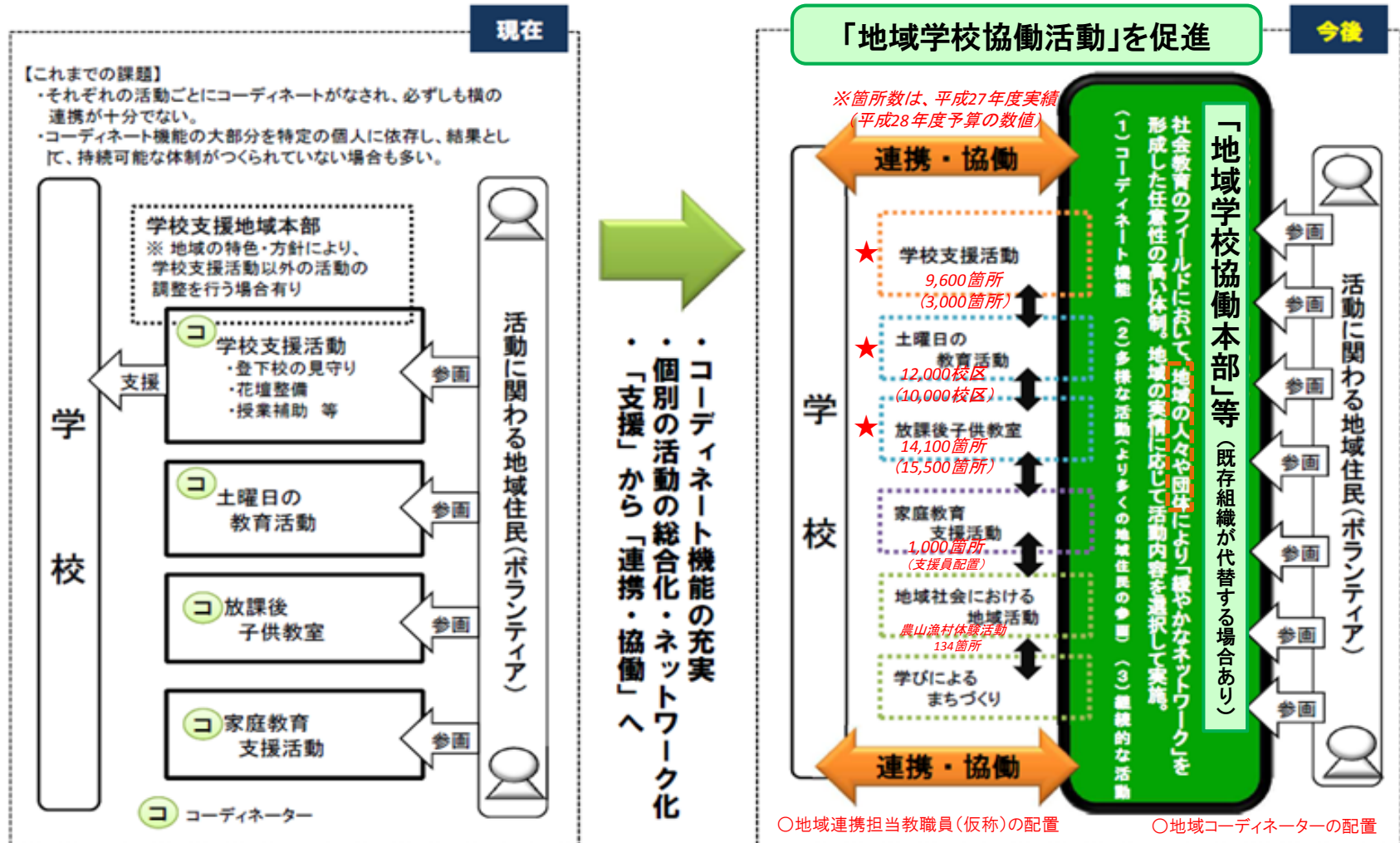


【教育分野の動向②】

今後の地域における学校との協働体制のあり方(イメージ)

(中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月21日)を元に、『「次世代の学校・地域」創生プラン』等の文部科学省関連資料を参考に加筆)

学校や社会教育施設において、「地域の人々や団体」(多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等)の参画を得て、多様な「地域学校協働活動」(郷土学習・体験活動・地域行事・学びによるまちづくり等)を促進。



(★印)各地での実施状況や関連予算等については、p.13～の「参考資料」参照

【参考1】平成28年度文部科学省事業①（「地域学校協働活動」関連）

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

（平成27年度予算額：5,079百万円）

平成28年度予算額：5,246百万円

【補助率】

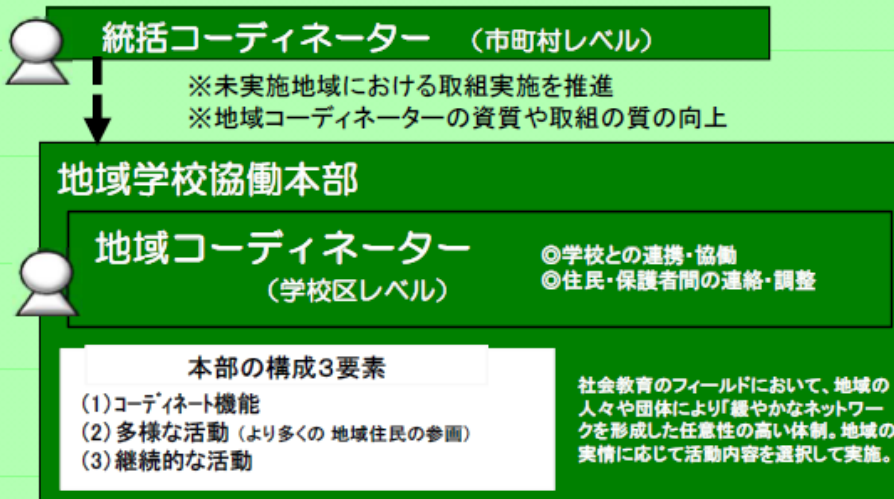
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。

そのため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動（学校支援地域本部）、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

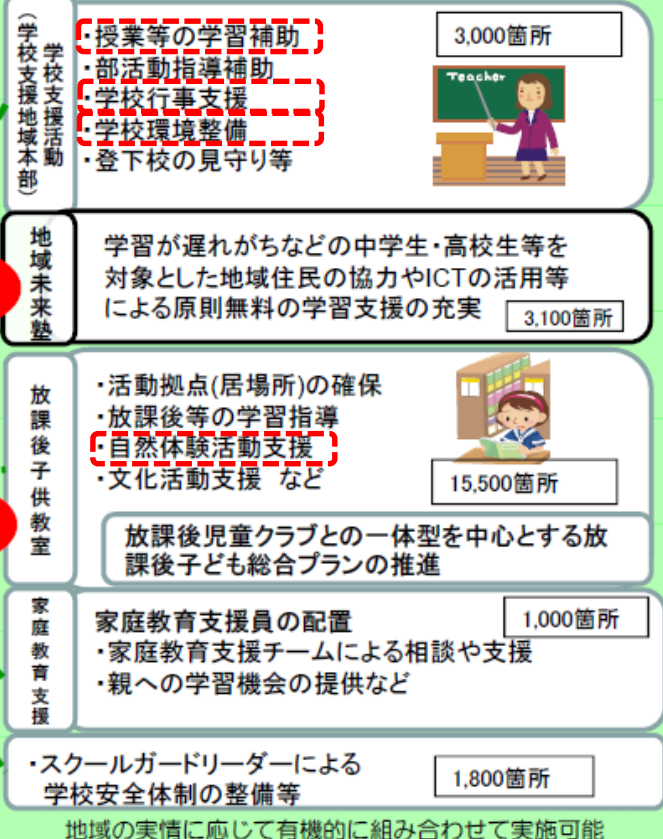
～地域学校協働活動の推進～

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を様々な活動を通じて総合的に推進



重点
施策

地域住民や学校との連絡調整を行う地域コーディネーター及び複数のコーディネーターと連絡調整等を行う統括コーディネーター配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）



【参考2】平成28年度文部科学省事業②（「地域学校協働活動」関連）

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

文部科学省

(前年度予算額 1,261百万円)

平成28年度予定額 1,221百万円

全ての子供たちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、地域と学校の連携・協働による教育支援体制を構築し、地域の活性化を図る(12,000か所)(小学校・中学校・高校など)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座



★理科:
研究者による科学実験教室

★外国語:
在外経験者による英会話

★総合学習
企業等との協働による
キャリア教育・商品開発等



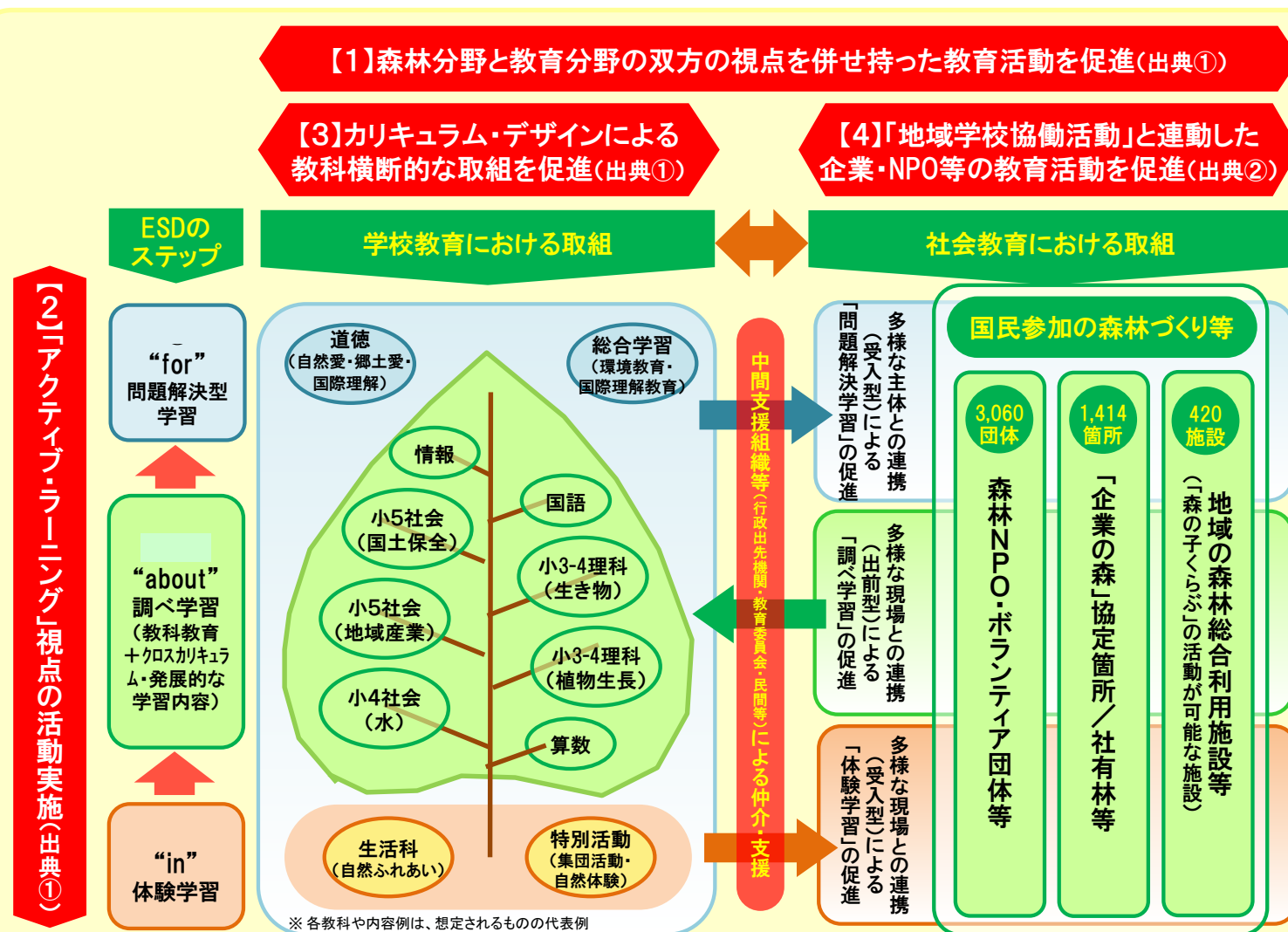
★文化・芸術
文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座

すべての子供たちの土曜日の教育支援体制等の構築

教育支援活動の実施

「森林ESD」の4つのポイントと、促進の仕組み(イメージ)(p.30)

- 【1】森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持ち(P.5対応)、【2】「アクティブ・ラーニング」の視点(p.3対応・以下同)、【3】教科横断的な視点を持った教育活動、【4】「地域学校協働活動」と連動した企業・NPO等の教育活動を促進



(根拠となる参考資料)

出典①: 中央教育審議会 教育課程特別部会 審議のまとめ案(平成28年8月)の内容と対応

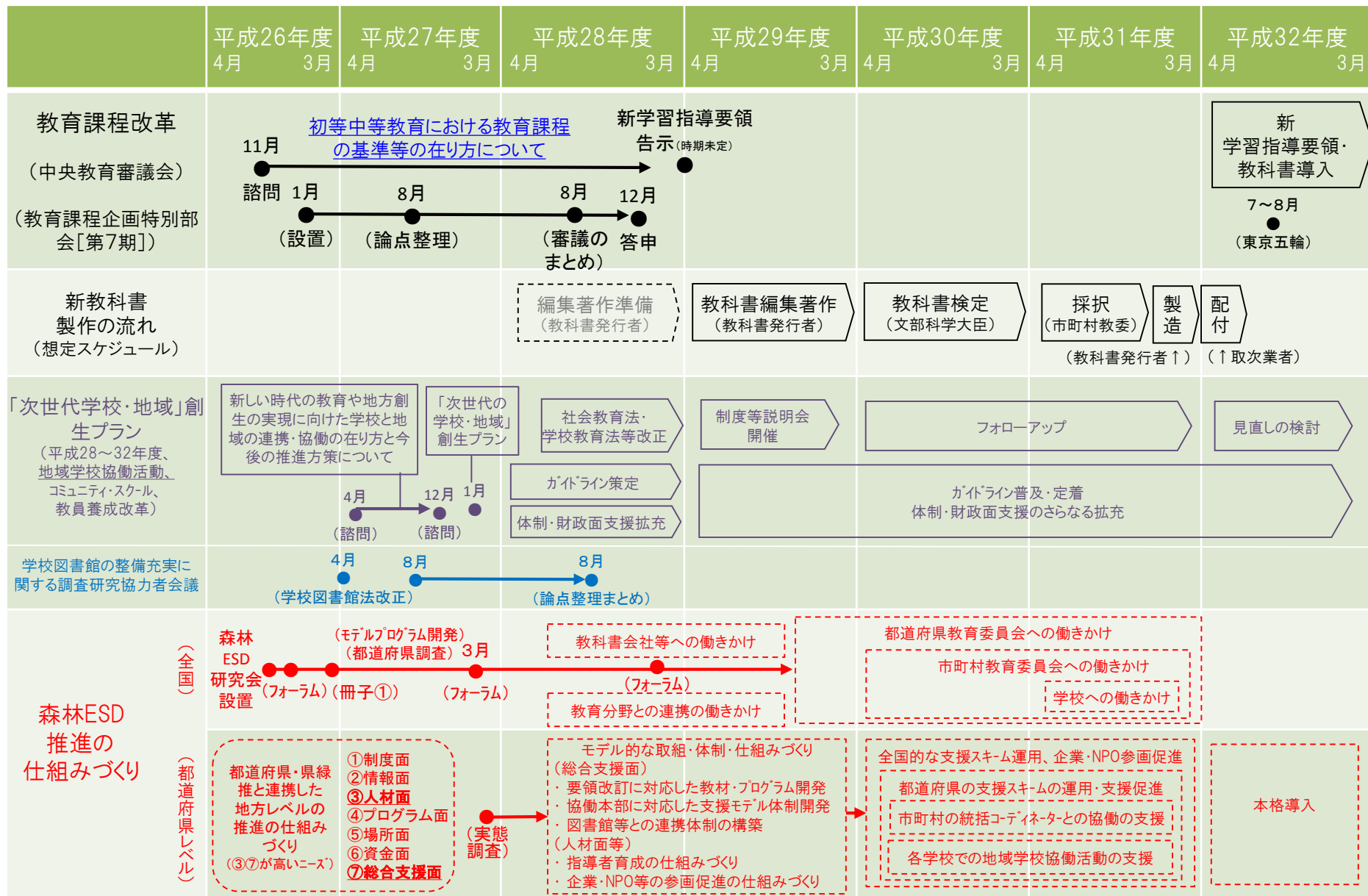
出典②: 「「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)に記載の実施内容と対応

「地域連携担当教職員(仮称)」による学内外調整(出典②)

「地域コーディネーター」(統括コーディネーター)と連携した学内外調整(出典②)

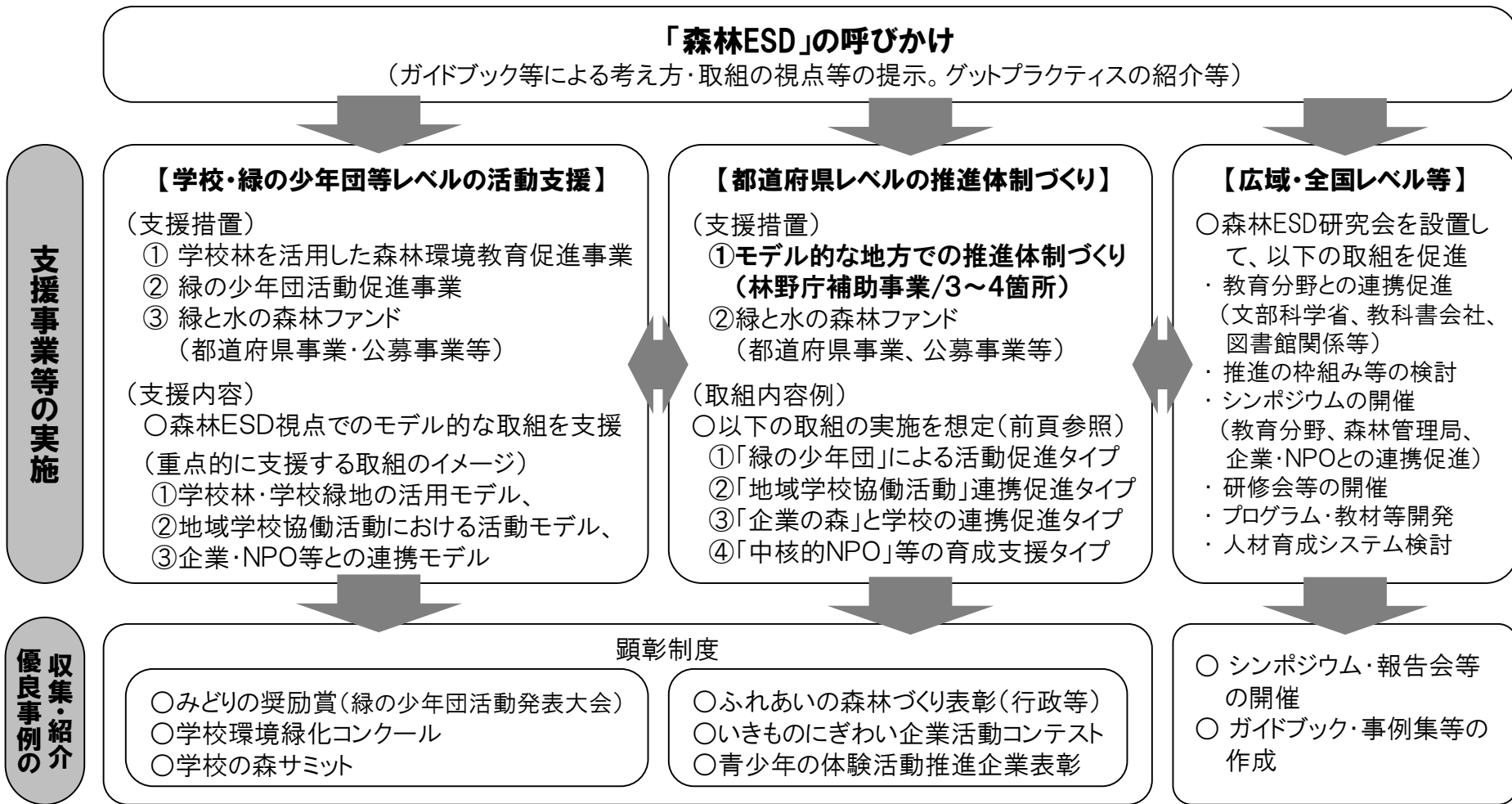
「森林ESD」の普及・定着に向けたロードマップの考え方

～学習指導要領・教科書改訂、地域学校協働活動の促進等に対応して～



森林を活用した教育活動の活性化に向けた 「森林ESD」促進策 展開イメージ(案)

- 新学習指導要領では、「アクティブ・ラーニング」や「教科横断的」な教育活動が重視される中で、森林ESDへの期待は高まっている。
 - さらに「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域の企業・NPO等と連携・協働した「地域学校協働活動」を志向する予定。
 - 地域資源である企業・NPO等との連携・協働等の促進に向けて、必要となる条件整備(支援施策)等を講じることで、教育改革の動向と連動して、新たな森林を活用した教育活動(教育支援活動)の裾野の拡大を図る好機を迎えている。
- ⇒ 今後、多様なレベルでのモデル的な取組を促進するため、順次、関連する支援措置等を「森林ESD」の視点からの取組を強化していく。



都道府県レベルでの推進の仕組みのイメージ (都道府県での意見交換会等から見てきた内容)

- ① **各教科・単元に合わせた、地域の実情に合わせた「プログラム開発」**
(ガイドブックp106～に対応した、1～2時限のプログラム)
- ② **学校教育の枠組みを理解した「指導者養成講座」の開催**
(①の指導が行えるNPOなどの指導者育成)
- ③ **教員向け「パンフレット」等の作成**
(指導者派遣の仕組みと、各教科・単元と対応表(①)と担い手(②)、活用できる助成金等を記した一覧)
- ④ **教育関係部署からの紹介**
(都道府県教育委員会→市町村教育委員会→各学校経由で③を配布。校長会等での紹介)
- ⑤ **プログラム体験・マッチング等の機会の設定**
(夏休みなどの比較的教員の余裕がある時期等に、①の②による体験会実施・指導者との顔合わせ。教員養成大学の協力が得て、免許更新などの研修等として実施できるとよい)

都道府県レベルでの「森林ESD」促進に向けた取組(例・イメージ)

【タイプ①】(基本型)

「緑の少年団」による森林ESD活動促進の条件整備

〔趣旨〕 都道府県緑の少年団連盟等により、個々の「緑の少年団」が主体となって「森林ESD」の取組を実施できるように、以下の情報提供や指導・助言等を行うタイプ。

〔内容〕 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 都道府県連盟の総会・研修会で、有識者(例: 山下宏文氏(京都教育大学 教授、森林ESD研究会 座長))による講演会等を実施
- ② 個々の「緑の少年団」が「森林ESD」の実施する上で必要となる支援策(人材、教材、資金等)について、意見収集等を実施(アンケート・ヒヤリング等)
- ③ ②の解決に向けて必要となる支援策のあり方を検討

【タイプ②】(発展型)

「地域学校協働活動」との連携に向けた条件整備

〔趣旨〕 文部科学省事業で「地域学校協働活動」を取り組む市町村等において、域内の各学校に出前型等で「森林ESD」が実施できるように、必要な体制づくり等を行うタイプ。

〔内容〕 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 市町村・市町村教育委員会等と、域内での学校の「地域学校協働活動」に、出前型等で「森林ESD」を実施するために必要となる取組について意見交換
- ② 域内の人材・フィールド等と連携した、出前型等の「森林ESD」の実施方策・体制の検討

(連携対象: 森林NPO・森林インストラクター、森林・林業・木材関係団体・事業者、企業の森、森林総合利用施設等)

※上記を併せた学校等への「緑の少年団」結成の働きかけも一方策

【タイプ③】(発展型)

「企業の森」と学校等の連携促進に向けた条件整備

〔趣旨〕 「企業の森サポート制度」と連携して、(a)「企業の森」協定地での近隣の学校・緑の少年団等による森林ESDの支援や、(b)学校や青少年教育施設(少年自然の家等)周辺の森林を「企業の森」に設定して森林ESDの実施を支援する等のメニュー・体制を検討・整理するタイプ。

〔内容〕 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 「企業の森づくりサポート制度」を所管する都道府県担当部署と、「企業の森」と「学校・緑の少年団等」をマッチングして森林ESD支援を行うメニュー・体制のあり方等について意見交換
- ② ①を踏まえたメニュー・体制構築に向けた検討・整理

【タイプ④】(発展型)

森林ESDを支援する「中核的NPO」等の育成支援

〔趣旨〕 都道府県内の学校・緑の少年団に、出前型等で講師等を派遣できるように、「中核的NPO」が森林ESDの視点を考慮したメニュー開発や体制づくり等を支援するタイプ。

〔内容〕 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 中核的NPOが有する人材等を活用して、森林ESDの視点を考慮した、学校・緑の少年団向けの出前講座等のメニュー開発や支援体制の検討
- ② 教育委員会や学校・緑の少年団等への講師派遣等の呼びかけ方策等について、都道府県・県緑推(県緑の少年団連盟)等と検討
- ③ 学校・緑の少年団等への派遣提案書等の検討